

令和7年7月1日

令和7年第2回神奈川県議会定例会

文教常任委員会資料
(附属資料)

(令和7年6月26日付託分)

目 次

ページ

I	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【教育委員会関係】	1
II	神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例 新旧対照表	3
III	入札執行状況調書	4

I 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【教育委員会関係】

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）新旧対照表
（第2条関係）

改 正	現 行
<p>（短期介護休暇）</p> <p>第12条の6 教育委員会は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（<u>第15条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会規則で定める世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p><u>（妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等）</u></p> <p><u>第15条の2 教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）第32条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p><u>(2) 出生時両立支援制度等の申告、願い出、請求等（以下「申告等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>(3) 職員の育児休業等に関する条例第32条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>2 教育委員会は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、人事委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせ</u></p>	<p>（短期介護休暇）</p> <p>第12条の6 教育委員会は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者（<u>第15条の2第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会規則で定める世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（新設）</p>

改 正	現 行
<p>るための措置</p> <p>(2) <u>育児期両立支援制度等の申告等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u></p> <p><u>3. 教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u></p> <p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第15条の3</u> 教育委員会は、職員が教育委員会に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「<u>介護両立支援制度等</u>」という。）その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の申告等</u></p> <p>に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>第15条の4</u> (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第16条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び同法第2条に規定する職員に対するこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「<u>神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>」とあり、並びに同条第4項、第5項、第7項及び第8項、第3条、第6条第4項及び第5項、第7条、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条、第12条、第12条の2第1項、第12条の3、第12条の4第1項及び第3項、第12条の5、第12条の6第1項及び第3項、第12条の7第1項及び第3項、第13条、第13条の2第1項、第13条の3第1項、第13条の4第1項、第14条第1項、第14条の2第1項から第3項まで、第14条の3第1項並びに<u>第15条から第15条の4までの規定中「教育委員会」とあるのは「市町村教育委員会」と、第18条第2項中「教育委員会」とあるのは「神奈川県教育委員会」とする。</u></p>	<p>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</p> <p><u>第15条の2</u> 教育委員会は、職員が教育委員会に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「<u>介護両立支援制度等</u>」という。）その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の申告、願い出、請求等</u>（次条において「<u>申告等</u>」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>第15条の3</u> (略)</p> <p>(読替規定)</p> <p>第16条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び同法第2条に規定する職員に対するこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「<u>神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>」とあり、並びに同条第4項、第5項、第7項及び第8項、第3条、第6条第4項及び第5項、第7条、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条、第12条、第12条の2第1項、第12条の3、第12条の4第1項及び第3項、第12条の5、第12条の6第1項及び第3項、第12条の7第1項及び第3項、第13条、第13条の2第1項、第13条の3第1項、第13条の4第1項、第14条第1項、第14条の2第1項から第3項まで、第14条の3第1項並びに<u>前3条</u></p> <p>の規定中「教育委員会」とあるのは「市町村教育委員会」と、第18条第2項中「教育委員会」とあるのは「神奈川県教育委員会」とする。</p>

II 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例（昭和39年神奈川県条例第68号）新旧対照表

改正		現行	
神奈川県立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の名称及び位置は、別表第1から別表第3までのとおりとする。		神奈川県立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の名称及び位置は、別表第1から別表第3までのとおりとする。	
別表第1 高等学校		別表第1 高等学校	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
神奈川県立市ケ尾高等学校	横浜市青葉区市ケ尾町1,854番地	神奈川県立市ケ尾高等学校	横浜市青葉区市ケ尾町1,854番地
神奈川県立青葉総合高等学校	横浜市青葉区桂台二丁目39番地の2	(新設)	
(削除)		神奈川県立田奈高等学校	横浜市青葉区桂台二丁目39番地の2
(略)		(略)	
(削除)		神奈川県立麻生総合高等学校	川崎市麻生区片平1,778番地
(略)		(略)	
神奈川県立西湘高等学校	小田原市酒匂1丁目3番1号	神奈川県立西湘高等学校	小田原市酒匂1丁目3番1号
神奈川県立小田原北高等学校	小田原市栢山200番地	(新設)	
(削除)		神奈川県立小田原城北工業高等学校	小田原市栢山200番地
(略)		(略)	
(削除)		神奈川県立大井高等学校	足柄上郡大井町西大井984番地の1
(略)		(略)	
別表第2・別表第3 (略)		別表第2・別表第3 (略)	

Ⅲ 入札執行状況調書

件 名 通信機器

- 1 開札年月日 令和7年5月8日
- 2 落札額 568,700,000円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 51,700,000円
- 3 入札回数 1回
- 4 入札参加者及び入札高

(単位 円)

予定価格	落札額	最低制限価格
561,104,546	517,000,000	-

(単位 円)

業 者 名	所 在 地	代 表 者	入札結果	摘 要
			第1回入札高	
東日本電信電話株式会社	東京都新宿区西新宿	澁谷 直樹	517,000,000	落札

(注) 上記金額に100分の10に相当する金額を加算した金額が地方自治法上の申込みに係る金額である。